

# 身体的拘束最小化のための指針

医療法人 北聖病院

## 1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は、患者の生活の自由を制限することであり、患者の尊厳ある生活を阻むものである。

当院では、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束をしない医療・看護の提供に努める。

## 2. 基本方針

### (1) 身体的拘束の原則禁止

患者または他の患者の生命または身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束の実施を原則として禁止する。

### (2) 身体的拘束の定義

抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの器具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

#### 【対象となる具体的な行為】

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

### (3) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

本人または他の患者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、以下の「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件全てに該当した場合のみ、必要最低限の拘束を行う。

- ・切迫性：患者本人または他の患者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ・非代替性：身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ・一時性：身体拘束、その他の行動制限が一時的なものであること。

また、身体的拘束を実施するに当たっては、医師をはじめ身体的拘束最小化チームを中心として次の対応を行い、可及的速やかに拘束を解除するように努める。

- ①身体的拘束実施の必要性等のアセスメント
- ②患者家族への説明と同意
- ③身体的拘束の具体的な行為や実施時間の記録
- ④二次的な身体障害の予防
- ⑤身体的拘束の解除に向けた検討

### (4) 鎮静を目的とした薬物の適正使用

医師・薬剤師を中心として薬物の適正使用に努める。

鎮静を目的とした薬物を使用する場合は、本人・家族への説明と同意を得たうえで、患者に不利益が生じないように使用する。

### (5) その他の日常ケアにおける基本方針

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ①患者主体の行動、尊厳ある生活に努める。
- ②言葉や応対などで、患者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③患者の思いをくみ取り、意向に沿った支援を行い、多職種協働で丁寧な対応に努める。
- ④患者の安全を確保する観点から、身体的・精神的安楽を妨げるような行為を行わない。
- ⑤身体的拘束を誘発する原因の特定と除去に努める。

## 3. 身体的拘束最小化のための体制

### (1) 身体的拘束最小化チームの設置

院内に身体的拘束最小化を目的として、身体的拘束最小化チームを設置する。

### (2) チームの構成

チームは専任の医師及び専任の看護師を含む、入院医療に携わる多職種（医師、病棟看護師、看護補助員、薬剤師、リハビリテーション職員、メディカルソーシャルワーカー、医事等）が参加し構成する。

### (3) チームの役割

- ①身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に周知徹底する。
- ②身体的拘束実施事例の最小化に向けた医療・ケアを検討する。
- ③定期的に身体的拘束最小化のための指針等を見直し、職員へ周知して活用する。
- ④入院医療に係わる職員を対象とした、身体的拘束最小化のための職員研修を実施する。

## 4. 身体的拘束最小化のための研修

入院医療に携わる職員を対象として、身体的拘束の最小化に関する研修を行う。

- ①研修は定期的に年1回以上開催する。
- ②新規採用者に対しても入職時に研修を実施する。
- ③その他、状況に応じて必要な教育・研修を実施する。
- ④研修に当たっては、実施日・実施場所・内容・出席者等の記録を作成する。

## 5. 本指針の閲覧について

当院の身体的拘束最小化のための指針は、いつでも患者・家族・全ての職員が閲覧できるように院内掲示するとともに、ホームページにも公表する。

### 附則

本指針は、令和7年4月1日から施行する。